

平成29年11月閉会中 議会運営委員会の概要

日時 平成29年11月27日(月) 開会 午後2時
閉会 午後2時16分

場所 議会運営委員会室

出席委員 諸井真英委員長

須賀敬史副委員長、塩野正行副委員長

立石泰広委員、新井一徳委員、神尾高善委員、田村琢実委員、本木茂委員、

宮崎栄治郎委員、小谷野五雄委員、野本陽一委員、水村篤弘委員、権守幸男委員、

石川忠義委員、秋山文和委員、木下博信委員

出席者 小林哲也議長、土屋恵一副議長

欠席委員 田並尚明委員 代理出席：山根史子議員

説明者 奥野立副知事、砂川裕紀企画財政部長

会議に付した事件

議会の運営に関する事項

委員長

1 12月定例会の付議予定議案についてだが、奥野副知事の説明を求める。

奥野副知事

委員長のお許しをいただいたので、12月定例会県議会に提案させていただく議案について、御説明申し上げます。

お手元の資料「埼玉県議会平成29年12月定例会付議予定議案件名総括表」を御覧願う。

12月定例会県議会に提案を予定している議案は、予算1件、条例13件、事件議決15件の計29件である。また、議案以外では報告事項が1件あり、合わせて30件となる。

議案の詳細については、この後、企画財政部長から御説明するが、私から主なものを御説明する。

初めに、予算については、公共事業の施工時期の平準化及び適正工期の確保を図るため、いわゆるゼロ債務負担行為を設定するほか、早期に繰越明許費を設定するものである。また、10月22日から23日にかけての台風21号による災害の復旧や老朽化した排水機場などの長寿命化に係る経費について、所要の補正をお願いしている。その結果、一般会計の補正予算額は、7億8,920万9千円となったところである。

次に、条例については、新規条例1件のほか、廃止条例が1件、一部改正条例が11件ある。主なものとしては、市町村への権限移譲を推進するための「知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」がある。

このほか、事件議決として、県の「公の施設」における指定管理者の指定について議決を求めるものなどがある。

以上、簡単ではあるが、私からの説明を終わる。引き続き、企画財政部長に説明させるので、よろしく願います。

企画財政部長

それでは、お許しをいただいたので、議案の詳細を、お手元の資料により御説明させていただきます。

資料1「埼玉県議会平成29年12月定例会付議予定議案件名」を御覧いただきたいと存じます。

1ページの1番から3ページの14番までは「補正予算」及び「条例」である。後ほど、詳しく御説明させていただきます。

3ページの15番から5ページの29番は「事件議決」である。15番の「当せん金付証券の発売について」は、平成30年度における宝くじの発売限度額を400億円とするものである。16番から5ページの29番までの14件は「指定管理者の指定について」である。別にお配りしている「指定管理者指定議案一覧」に指定管理者の名称や指定の期間などをまとめているので、後ほど御覧いただきたいと存じます。

6ページは「報告事項」である。1番は「平成28年度環境の状況に関する年次報告書」であり、埼玉県環境基本条例に基づき、議会に報告するものである。報告事項については、以上である。

続いて、条例案を御説明させていただきます。

資料2「条例案の概要」を御覧いただきたいと存じる。1番の「知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」は、市町村への権限移譲の推進を図るため、新たに移譲事務を追加し、また、移譲する市町村を拡大するとともに、川口市が中核市に移行することに伴う規定の整備を行うものである。2番の「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」は、埼玉県人事委員会の意見に基づき、東日本大震災以外の原子力災害に対処するため、原子力発電所周辺区域で業務に従事する職員に対し、特殊勤務手当を支給できるようにするものである。3番の「埼玉県山西省友好記念館を廃止する条例」は、小鹿野町にある埼玉県山西省友好記念館を、平成30年3月31日をもって廃止するものである。4番から6番までと、後ほど御説明させていただく10番、12番は、平成30年4月1日から川口市が中核市に移行することに係る改正である。まず、4番の「埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例の一部を改正する条例」は川口市が保健所を設置することに伴い、県条例の適用区域から川口市を除外するものである。次に、5番の「埼玉県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例」は、県が民生委員の定数を定める区域から川口市を除外するものである。6番の「埼玉県保健所条例の一部を改正する条例」は、川口市が保健所を設置することに伴い、川口保健所の名称及び所管区域を変更するものである。3ページの7番の「埼玉県国民健康保険保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例」は、平成30年度から県が国民健康保険事業の責任主体となることに伴い、市町村に交付する保険給付費等交付金及び市町村から徴収する事業費納付金に関し、必要な事項を定めるものである。8番の「埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例」は、旅行業法等の一部改正に伴い、旅行サービス手配業の登録制度が創設されるため、登録に係る手数料の額等を定めるものである。4ページの9番の「埼玉県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例」は、道路法施行令の一部改正を踏まえ、道路占用料の額の改定等を行うものである。10番の「埼玉県屋外広告物条例の一部を改正する条例」は、川口市が中核市に移行することに伴い、県条例の適用から川口市を除外するものである。11番の「埼玉県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」は、小児医療センター附属岩槻診療所を廃止するとともに、小児医療センターの診療科目を変更するものである。5ページの12番の「埼玉県教育委員会の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」は、市町村への権限移譲の推進を図るため、埼玉県教育委員会に属する事務の一部を川口市が処理することとするなどの改正である。13番の「埼玉県暴力団排除条例の一部を改正する条例」は、暴力団排除活動の一層の推進を図るため、暴力団排除特別強化地域を指定するとともに、指定区域内での禁止行為などを規定するものである。条例については、以上である。

続いて、補正予算案を御説明させていただく。

資料3「平成29年度12月補正予算案の概要」を御覧いただきたいと存じる。12月補正予算については、公共事業の施工時期の平準化及び適正工期の確保を図るほか、10月22日から23日にかけての台風21号による災害の復旧など、当面緊急に対応すべき事業について編成した。その結果、補正予算の規模は、一般会計で、7億8,920万円9千円となっている。それでは、「3 内容」について御説明させていただく。まず、1つ目の、「公共事業の施工時期の平準化・適正工期の確保」である。これは、本県建設業者の経営の健全化や雇用の安定化を図るとともに、公共工事の品質向上を図る取組である。具体的には、いわゆるゼロ債務負担行為を設定し、公共事業の年度当初の工事量を適切に確保することで、施工時期の平準化を図るものである。また、年度内に完成しないことが明らかになった工事について、早期に繰越明許費を設定し、適正な工期の確保を図るものである。次に、2つ目の、「災害の復旧に係る経費」については、台風21号により被災

した土木施設12か所、農業用施設2か所、障害者福祉施設1か所の復旧を図るものである。次に、3つ目の、「公共事業の追加」については、老朽化した排水機場などの長寿命化を図るものである。「4 主な財源」だが、今回の補正に係る財源は、特定財源である国庫支出金、県債及び分担金・負担金等を充てることとしている。

お手元の資料4は、一般会計の補正予算案を「歳入款別」「歳出款別」「歳出性質別」に計数整理したものである。後ほど、御覧いただきたいと存じる。

以上が、12月定例会に提案を予定している議案等の概要である。よろしく願います。

委員長

2 請願の受付状況についてだが、議事課長に説明させる。

議事課長

本日午後2時現在、新たな請願の受付はない。なお、12月定例会で審議する請願の締切りは、先例により、開会日・12月4日(月)の午後5時までとなっている。

委員長

3 12月定例会の会期予定等についての(1)質疑質問者数及び質疑質問日数についてだが、1日3人で5日間、計15人ということではいかがか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2)会派別日別質疑質問者の割り振りについてだが、お手元の資料1に基づき、委員長案を申し上げてよいか。

< 了 承 >

委員長

まず、会派別割り振りだが、今定例会は自民10名、民進・無所属1名、公明2名、県民1名、共産党1名ということではいかがか。

< 了 承 >

委員長

次に、日別割り振りを申し上げる。

初日、自民1名、民進・無所属1名、公明1名。2日目、自民2名、県民1名。3日目、自民2名、共産党1名。4日目、自民2名、公明1名。5日目、自民3名ということではいかがか。

< 了 承 >

委員長

次に、(3)質疑質問者氏名及び質問日の報告期限についてだが、休日を除いた開会日前日に当たる12月1日(金)の正午までとするので、御協力願う。

< 了 承 >

委員長

次に、(4) 会期予定についてだが、委員長案を配布してよいか。

< 了 承 >

< 事務局が委員長案を配布 >

委員長

この案でいかがか。

< 了 承 >

委員長

次に、(5) 発言通告書の提出期限についてだが、先例により、休日を除き、発言の2日前の正午までとなるので、御協力願う。

したがって、質疑質問1日目の12月8日(金)に係るものについては、12月6日(水)の正午まで、質疑質問2日目の12月11日(月)に係るものについては、12月7日(木)の正午までとなるので、御協力願う。

< 了 承 >

委員長

4 テレビ広報番組についてだが、お手元の資料2及び資料3に基づき、政策調査課長に説明させる。

政策調査課長

お手元の資料2「本会議のテレビ中継予定(案)」を御覧願う。

開会日及び閉会日の委員長報告までについては生中継で、一般質問については1日分を1時間に編集の上、録画放送で行いたいと存じる。一般質問の様子は、それぞれ1週間後の夜8時からの放送を予定している。

続いて、お手元の資料3「テレビ広報番組の収録及び放送について」を御覧願う。

定例会開会日の議会運営委員会及び定例会中の本会議の審議風景を収録し、1月14日(日)に放送したいと考えている。

どうぞ、よろしく願います。

委員長

5 予算特別委員会についてだが、今年度についても、2月定例会で当初予算議案の提出が見込まれることから、例年同様、予算特別委員会を設置し、審査をいただきたいと考えているが、よいか。

< 了 承 >

委員長

それでは、今定例会中の議運において、予算特別委員会の設置に向けた御協議をお願いしたいと思うので、よろしく御協力願う。

委員長

6 その他の次回議運の確認についてだが、特別な事情のない限り、12月定例会開会日・12月4日(月)の朝、午前9時30分とすることでよいか。

< 了 承 >